

公益目的支出計画実施報告書(抄)

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の概要

1.公益目的財産額(平成26年3月31日)	54,713,313
2.当該事業年度(平成26年度)の公益目的収支差額((1)+(2)-(3))	162,930,785
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	-
(2)当該事業年度(平成26年度)の公益目的支出の額	162,930,785
(3)当該事業年度(平成26年度)の実施事業収入の額	0
3.当該事業年度末日(平成27年度3月31日)の公益目的財産残額	-108,217,472
4.2.の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成27年3月31日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度 (平成26年度)		翌事業年度 (平成27年度)
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	-	-	54,713,313	54,713,313	
公益目的収支差額	-	-	219,837,000	162,930,785	
公益目的支出の額	-	-	219,837,000	162,930,785	
実施事業収入の額	-	-	0	0	
公益目的財産残額	-	-	-165,123,687	-108,217,472	

【実施事業(継続事業)の状況】

事業番号	事業の内容
継1	通常支援(再編強化法第33条に定める支援事業のうち金銭贈与および利子補給、ならびに再編強化法改正に基づく震災特例支援のうち金銭贈与および利子補給、をいう)

(1)計画記載事項

事業の概要

(1)事業の趣旨

・漁協等の信用事業の再編・強化を通じて経営健全化を支援する法律である「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(再編強化法、8年法第118号)第33条に定める業務で、経営健全化に取り組む漁協等に対して、必要な場合には国の公的制度である農水産業貯金保険機構と連携する等により、優先出資の引受け、劣後貸付金の貸付、金銭贈与、債務保証、利子補給等の支援を行う。

この支援業務の実施により、漁協金融のセーフティネットとして漁協貯金者を保護し、もつて我が国金融秩序の維持の一端を担う役割を果たしている。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地域の金融機能の維持のため、再編強化法改正に基づく震災特例支援として、地元漁協への優先出資の引受け67億円がある。

・この支援業務を行うため、本協会は再編強化法第32条に定める「指定支援法人」に指定され、同法第35条に基づいて支援業務に必要な財源確保のためJFマリンバンク支援基金を設置し、会員から毎年度負担金を徴収し支援基金に積み立てている。

また、支援業務の実施にあたっては、毎年度の事業計画・収支予算について主務大臣の認可を受けて、その予算の範囲内で実施している。また、事業報告書の提出等による実績報告、検査等を通じて主務省の監督・指導の下で支援業務を行っている。

(2)事業の対象者

・支援業務の直接の対象は、漁業環境の悪化や東日本大震災等で事業基盤が著しい影響を受けて経営改善に取り組む漁協等であるが、支援の結果漁協経営の健全化が実現することで漁協貯金者の保護が実現し、我が国金融秩序の維持に資するものである。

(3)財源

・本協会の保有する有価証券の含み益

(4)本協会の人員体制等

・本協会は支援業務のみを単一事業として実施する法人である。常勤役職員は3名であるが、全員支援業務および協会運営業務に従事し、公務員OB等はいない。

(5)公益目的支出計画について

・支援業務のうち、金銭贈与、利子補給、再編強化法改正に基づく震災特例支援の金銭贈与、利子補給を「通常支援」(継1)、優先出資、劣後貸付金、債務保証、支援業務に付帯する業務(負担金徴収事務、支援債権の管理、配当・利息等の收受にかかる事務)を「その他事業」(他1)、「法人会計」の3区分とする。支出計画は、毎年度一定額の支出を確実に見込める利子補給支援を中心に策定し、金銭贈与が発生した場合にはその実績も織り込んだ支出実績とする。

(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	219,837,000
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
「通常支援」(継1)業務実績(金銭贈与、利子補給、再編強化法改正に基づく震災特例支援の金銭贈与、利子補給)	
金銭贈与 期中において、新規の支援はなかった。	
利子補給金交付 期中の利子補給金の交付額は、7県域で計142,787千円の実績となった。	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	162,930,785
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0
(3) ((1)-(2))の額	162,930,785
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	162,930,785
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0
(1) 及び (2) に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画作成時点の見込みに比べ、利子補給金交付額が見込み額を下回ったため、年度末の公益目的収支差額162,931千円は計画における見込み額219,837千円を下回ったが、年度末において公益目的財産残額は△108,217千円となり、公益目的支出計画は当初見込み通り完了した。	

(参考)

平成26年4月1日付で一般社団法人に移行したことに伴い、公益目的支出計画に沿って上記の公益目的事業(継続事業)を実施し、公益目的財産額54,713,313円を以後の年度の公益目的収支差額(赤字)で減額していき、公益目的財産額をゼロにする義務が生じている。